

特241
120

鐵道總局施設局保修課編纂

昭和十九年三月

改正
保線區
從事員
職制及服務規程解說

發行所
財團
法人
陸運協力會



改正 保線區 從事員 職制及服務規程解説

一、改正の動機及主要點	一
二、保安關係改正の要旨	四
三、器材關係改正の要旨	六
四、改正條文解説	七
(一) 第一章 總 則	七
第一條中	七
(イ) 線路分區長	七
(ロ) 保安分區長	七
(ハ) 器材士	八
(ニ) 保安掛	二
(ホ) 線路工手長及線路工手	三
(ヘ) 技工手	四
	五

(二) 第三章ノ二 保安分區長

第三十八條ノ二	六
第三十八條ノ三	六
第三十八條ノ四	六
第三十八條ノ五	二
第三十八條ノ六	三
第三十八條ノ七	四
第三十八條ノ八	五
第三十八條ノ九	六
(三) 第五章ノ二 器材士	六
第四十七條ノ二	七
第四十七條ノ三	六
(四) 第五章ノ三 保安掛	六
第四十七條ノ四	元
第四十七條ノ五	三

(五)(六)

第四十七條ノ六	三
第四十七條ノ七	三
第四十七條ノ八	四
第四十七條ノ九	五
(五) 第六章 線路工手長、線路工手	六
(六) 第十章 技工手	六
第六十七條	六
第六十七條ノ二	六

改正 保線區 職制及服務規程解説 従事員

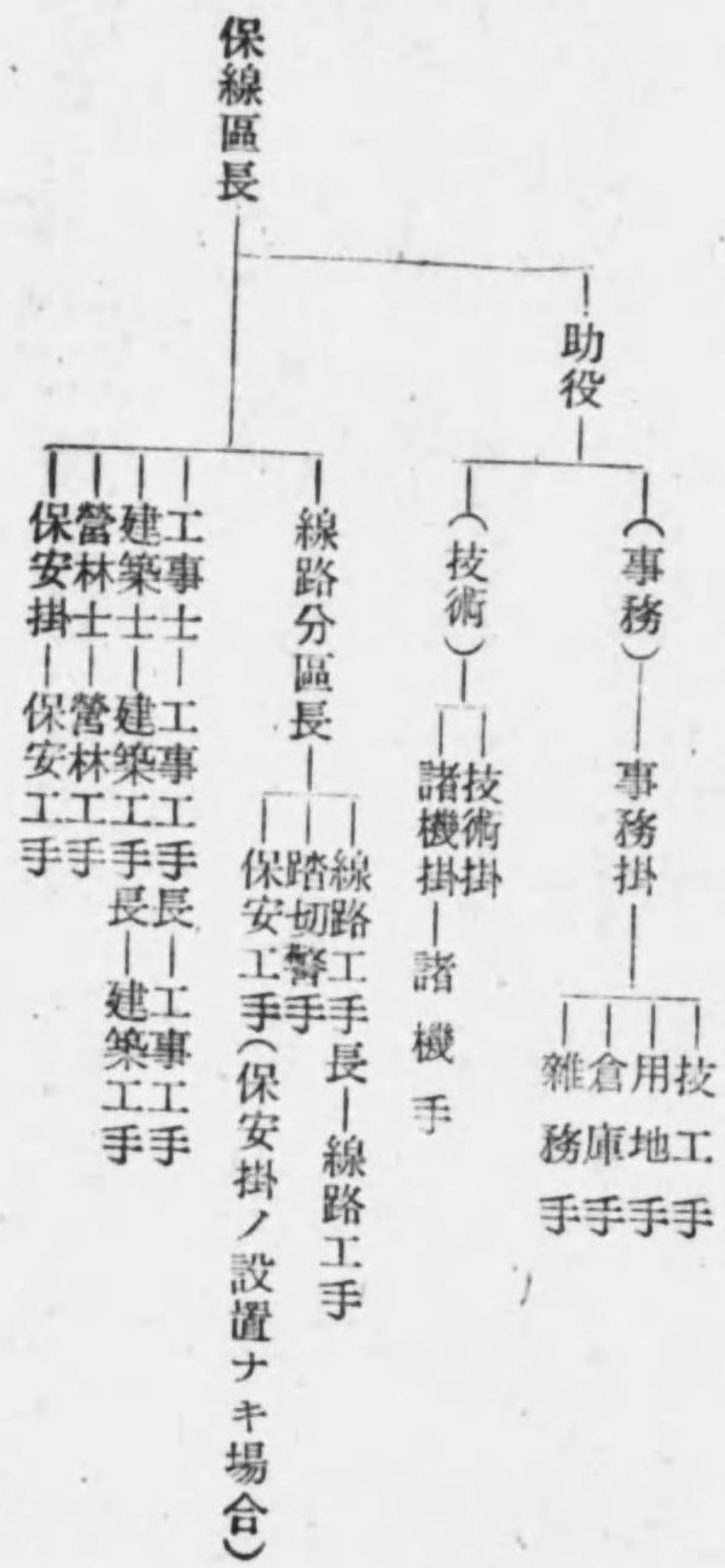
一、改正の動機及主要點

現行の保線區従業員職制及服務規程は昭和三年に制定され、その後職名の變更、追加等に伴ひその都度補足して今日に及んだのであるが原規程の職務内容及指揮系統は聊かも變更されなかつたのである。然るに保線業務は著しく進歩發達し、施設の種類及量は増加し、更に戰爭勃發以來各種情勢の急變に依り業務の簡素化並に合理的處理強化の緊要となるに鑑み、職制及服務規程は全面的に再検討の上現狀に適合したものに早急改正する必要がある。現時局下保線業務の完遂上保安及器材關係の職制は特に緊急に改正を實施する必要があるので之等兩業務關係の職制のみを切離して今回改正したのである。

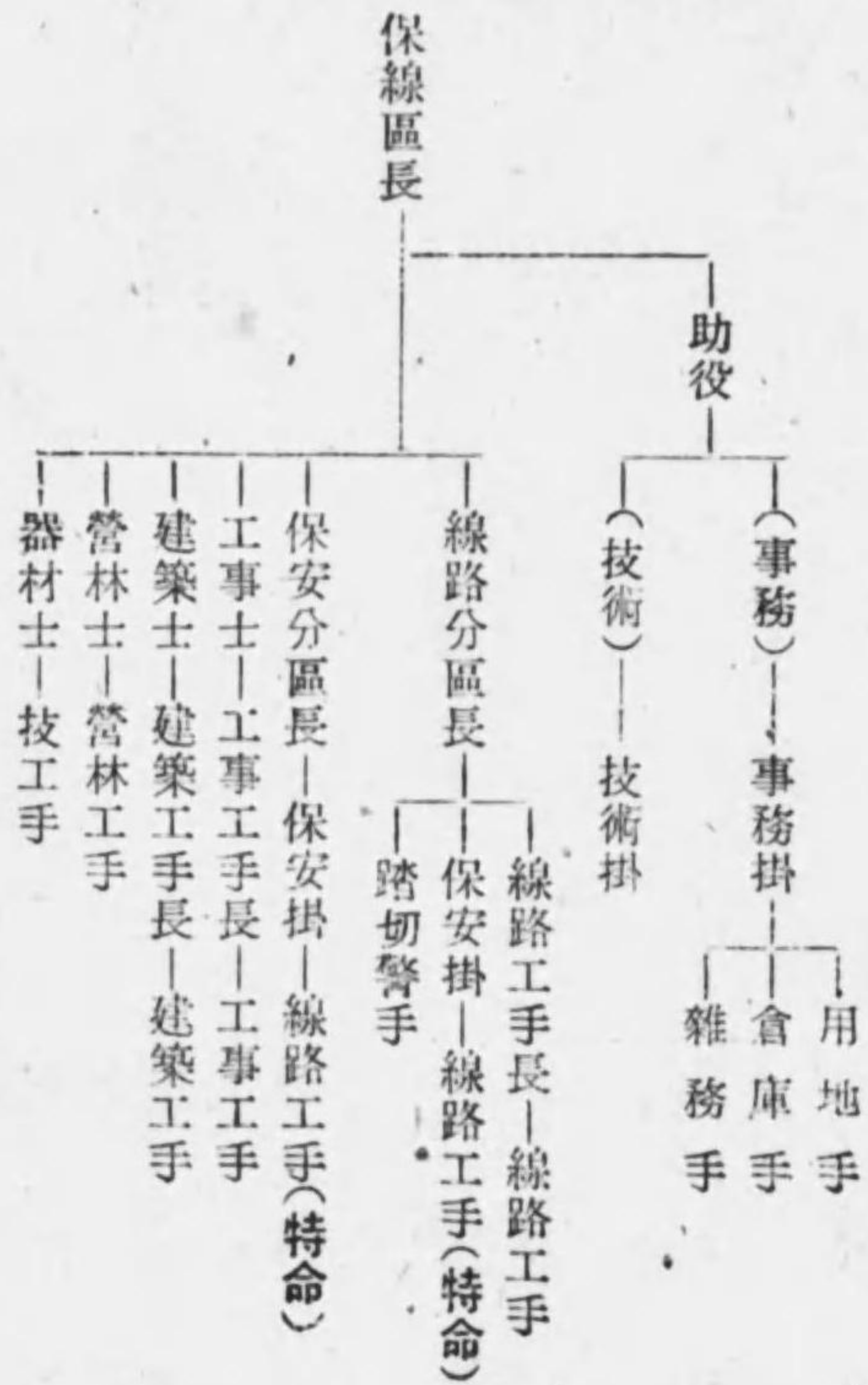
今回改正された職制の主なるものは保安關係では保安分區長の新設と保安工手の削除であり、器材關係では器材士の新設と之に伴ふ諸機掛及諸機手の削除である。改正後の保線區従業員の指揮命令系統は次の様になるのである。

指揮統系

改正前



改正後



二、保安關係改正の要旨

戦時下施設關係重要資材たる鐵鋼類の抑制に伴ひ、保安用機器の新品の入手は困難となり爲めに機器材料は酷使され、自然磨耗や疲勞を増大し、更に材質の低下等に依り時に破損又は機能不具合等の事故を發生する虞あり、一方輸送量は激増の一途を辿る爲め、信號保安設備の取扱回数は著しく増加し、事故發生の機會を増すと共に、他方陸上輸送の重要性は平常時と異り、一旦事故を惹起せる場合の影響は極めて甚大である。斯様な情勢にあるので之が對策として保守方法を合理化して、その完璧を期する爲に曩に信號保安設備保守規程（昭和十八年十月二十六日達第七五六號）を制定したのである。

本規程制定の主眼點を述べると

- (1) 従來保安設備の保守は機能調整に主眼を置いて、不良品は適當時期に新品と更換するの方式を採つて來たのであるが、最近資材不足により充分な更換が出来なくなつた爲め、破損其他に因る事故を起す危険性が増大したので、之が對策として「保守ハ検査ニ初マリ検査ニ依リ發見シタ不良箇所ヲ修理スル」と云ふ方式を採つて資材の節約を計つたこと
- (2) 「保守ハ検査ニ初マル」の方式を採つたため施設箇所又は機器に依つて合理的な検査の週期を定

めたこと

- (3) 保安設備の重要度に應じて保守の重點をを明らかにし、現有保守勢力を以て効果的なる重點保守をなし、勞力の節約を計つたこと

以上の三項であつて、此の規程が完全な効果を發揮する爲めには、従事員の職制及服務の改正が當然必要となるので今回改正することになつたのである

- (4) 信號保安設備規程第二條に明示された如く「保守ハ検査ニ初マル」方式としたので、保守の責任は此の検査及修理をなす人にあることとなる。斯る重大な責任は工手に負はしむべきでなく、保安掛以上の者の採るべきものであるので、保安掛を保守業者としたこと
- (5) 現在の保安掛員數のみでは保守作業の實施は困難なので、保安工手中一部の優秀なる者を保安掛に登用し、他は之れが職務補助者（線路工事）としたこと
- (6) 合理的なる保守に重點を置き、勞力の節約を計るため保安設備中重要なるものの保守作業責任者を保安掛とし、輕易なる設備箇所に対しては線路工事長を責任者としたこと（信號保安設備保守規程第九條参照）
- (7) 勞力の融通を計るため、線路工事長の指導の下に作業する者は總て線路工事としたこと
- (8) 職名の統合を目的として保安掛の職務補助者も線路工事とし保安工手の職名を廢止したこと

(N) 都市附近の如く重要保安設備が集中して居る箇所では、保安掛の配置も多く、又特に専門技術者を必要とするので保安業務のみ擔當する保安分區長を特に新設することとしたこと
 以上は保安設備の保守の點より主として述べたのであるが、工事施工に就ても同様な方針に依ることとしたのである。

三、器材關係改正の要旨

時局の形響によつて線路用器材の新品の入手は勿論、修理も從來の如く省工機部或は町工場に於てなさしめることが至難となつたので、器材の修理更生は施設關係の現場機關自體で作業施設を整備して資材の獲得難を克服しなければならなくなつて來たのである。

從來保線區には鍛冶場を設け極めて少數の技工手により鍛冶作業により僅か一部の器材の加修のみを行つて來たのであるが、戦局の進展による資材の入手難と、輸送量の激増に伴ふ軌道用材の毀損、磨耗の増加とは必然的に鍛冶場に工作機械を増備し、管理部所在地毎に熔接班を新設し、更に各鐵道局に軌道用材處理場を一箇所以上新設することとなつたのである。

一方保線作業も機械化される事によつて機械の種類も數量も益々増加し更に戦時下鋼建造物修理作業の直營實施の必要も起つて來たのであるが、之等の關係業務の處理を從來の如く技術掛、事務掛又

は諸機掛等にて本務の傍ら擔當することは業務の完遂は困難となり、専門技術者の指揮の下に作業をしなければ充分なる効果は期待出來ない情勢となつたので今回職制及服務を改正することにしたのである。

今之が改正の要點を擧ぐれば次の如き事項である。

- (I) 擔當業務の重要且複雑多岐なるに伴ひ専門技術者をして指揮に充當する必要があるため器材士を新設し保線區長の直屬としたこと
 (II) 器材士の新設に伴つて、同様に機械知識を充分必要とする從來の諸機掛等の業務も一括擔當せしめ、諸機械及諸機手の職名を廢止して職名の統合を計つたこと

四、改正條文解説

第一章 總 則

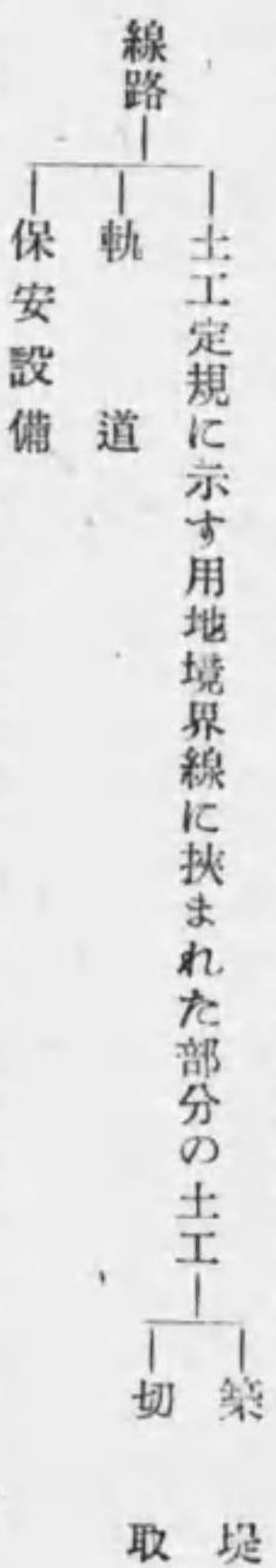
第一條中

(I) 線路分區長

本項は改正前と大差はないのであるが、保安關係職制の整備によつて保安分區長が新設された爲改

正したのである。

線路から電気関係の保安設備を除くとしたことは線路の定義が



であつて線路には保安設備をも包含してをり電気関係保安設備は通信區、電力區等の擔當となるからである。

(四) 保安分區長

本項は今回新設の項目であるが、保安掛を重要保安設備の保守並に施工作業に従事せしむることとしたので、重要保安設備の密集する箇所例へば都市附近等では配置される保安掛も多く又特に専門技術を要するのと線路分區長のみにて之等を指揮し保安設備の保守及施工に當ることは困難なので保安設備を専門に擔當する保安分區長を新設し一定の擔當區域を定め保安掛を指揮し保安設備の保守並に施工に従事することとしたのである。

茲に謂ふ重要保安設備とは原則として第一種聯動装置や、自動信號區間の聯動装置或は軌道貨車制動装置或は又電気信號機、電気轉轍機等を伴ふ聯動装置等を指すのである。原則としてと云ふの

は第二種聯動装置の中でも非常に複雑で、重要保安設備と見なければならぬものもあるからである。以上の原則に従ひ線路分區長は保安分區長が置かれぬ所では總ての保安設備を擔當しなければならぬ。此の場合には保安分區長の擔當區域は線路分區長のそれより例へば二乃至三線路分區長の範圍等と廣くなるが、境界は兩者を同じく定めるのが建前である。

保安分區長の指揮下には保安掛及保安掛の職務補助の線路工手のみが配せられるのであつて、線路工手長及一般の線路工手が配屬せられることはないのである。

然し乍ら線路分區長の指揮下には線路工手長及線路工手の外に、前述の如く保安分區長の設置を必要としない様な箇所には保安掛及保安掛の職務補助者たる線路工手も配屬せられることになつたのである。

今茲に便宜上今回改正した保安設備保守及施工に付て一括説明することにする。

保安設備は古くは線路工手長及線路工手に依つて軌道と一語に、或は技工手又は器用な建築工手に依つて保守されてゐたのであるが、時代の趨勢に伴ひ線路保守作業が複雑となり、線路工手長及線路工手が保安設備をも保守するときは作業量の點から兎角保安設備に對しては片手間と云ふ實情になり勝ちの傾向があつた、然るに保安設備は其の機構が順次複雑化し、斯る状態では到底完全に然も合理的に之を保守することが不可能となつたし又技工手及建築工手に保守せしむることは服務の上からみて遺憾の點が尠くないので、昭和四年より保安設備の保守並に施工作業を専門化し、保

安工手が配置され保安設備保守の合理化が圖られる様になつた、更に昭和十一年九月の職制改正の際保安設備の重要性と保守及施工の特異性に鑑み、保安工手の直接指揮者として保安掛なる職名が設けられ、益々保安設備の保守及施工を強化して來たのであるが、保守作業の内容を検討するとき使用場所及機器に依つては保安工手にては不十分な、少なくとも保安掛をして作業に従事せしめなければ所期の効果を發揮し得ざるものもあるもので今回「信號保安設備保守規程」を以て保守作業の要領を明確になすと共に重要な保安設備は原則として保安掛をして其の他は線路工手長及線路工手をして保守せしむることに改めたのである。

重要な保安設備に對しては總て保安掛をして保守せしむるのが建前であるが、保安掛は別に採用規程に定められてゐる如く相當實力ある者でなければならぬので、常に其の人を得ることは實際上困難であるから最初は線路工手名義を以て保安掛の職務補助として作業に従事せしめ實が伴つた場合に保安掛になすことにしたのである。

斯くして保安設備の保守並に施行作業中例へば都市附近の如く重要な保安設備の設備量多き箇所には別に保安設備のみを専門に擔當する保安分區長を配置することにしたのである。従つて此の場合線路分區長と保安分區長との擔當區域は必ずしも同一でないのである。

従來保安の業務量の特に少い箇所を除いては保安工手が總て保安設備の保守及施工作業を擔當する原則のため中には保安工手が、又場所に依つては特に命ぜられた線路工手が二驛以上の保安設備

を擔當することがあつたが、今後は線路工手長及線路工手の擔當するものにおいてはその所屬の線路班の擔當區域内の保安設備のみを擔當することに限られることになつたのである。

其の場合服務規程の上から命ぜられてゐることではないが、保安設備は保安設備に精通せしむる點及驛側との連絡上の見地より線路工手長の他に線路工手中の誰が擔當するかと云ふことを工手長に於て選定し、線路分區長及保線區長に申出しておくべきである。

更に今般制定された「信號保安設備保守規程」は保安設備擔當者の職務に關聯の深いものであるからその主旨に付て概要を説明しておくこととする。

保安設備は機構の簡單なものもあるが、幾多の機器を連結した機械装置であり、併も屋内に施設されたものと異り、物によつては列車通過の際強大なる荷重を受けるものであるから、單に外部から見る程度では事前に不良箇所を發見することは到底不可能で不良が表面に現はれた際には既に時機を逸してゐるのである。

従つて列車運轉に支障のない範圍に維持即ち保守する手段として先づ定期的に検査を施行し、検査の結果不良箇所を發見したならば之を調整修理又は更換する方式に作業方法を樹立したものが保守規程である。而して此の實施により早期に不良箇所を發見し保安設備保守の完璧を期すると共に出來得る限り小範圍の部分的修理に依り機器を更生せしめ鐵鋼其他資材の節約を圖り併せて機器の種類に依り或は場所に依つて重點的の保守を施行し人的不足を補ふ目的を有してゐるのである。

從來各鐵道局には保安装置検査の規程があり、管理部員（又は保線部員）、保線區長、線路分區長又は保安掛が定められた週期を以つて保安工手又は線路工手の施行せる保守状態を検査することが行はれてゐるが、保守程規に示す検査は之と全く異り、保守擔當者が保守する手段として行ふものであつて、前者の如く他の人の作業したものは是非を検査するものでないのである。

而して保守規程立案の主旨は保線區長や線路分區長が從來の如き検査を施行する必要は全くなく、指揮者としての立場から保安掛又は線路工手長を指導すれば足るのであつて、管理部員（又は保線部員）のなす検査も從來よりやゝ趣を變更し、修理改良計畫の樹立及指導と云ふ見地に立脚して行ふべきものとなるのである。

(ウ) 器材士

器材士は今回新設された職名であつて、線路分區長、工事士、建築士と同様に部下の指導、監督をなすものである。

從來線路用器材の修理が鍛冶場の鍛工のみであつた時代はその必要性も認められなかつたが、最近各種情勢の變化により資材の修理更生の業務量の増加に伴ひ機械的専門技術の必要度が急速に昂められ、更に又鋼建造物の修理業務の必要も生じたので、本程規の改正前迄は此等の職務を從來の技術掛及諸機掛等に於て本務の傍ら爲さしめてゐたものを獨立した職名とし、併せて從來諸機掛が擔務してゐた諸機設備の機械部分及諸機掛の保守作業の指導監督をも一括してその職務としたのである。

ある。

茲に鋼建造物の修理とは主として鋼橋桁を指すのであつて、空襲時に於ける破壊橋桁の熔接修理並に平常時に於ける腐蝕橋桁の熔接修理及弛緩、腐蝕鉸の打換修理等を謂ふのであつて、場合に依つては鋼製の貯水槽等の修理をも擔當するのである。

従つて從來の技工手、諸機掛（成績技術優秀なる者は器材士となる）、諸機手、換言すれば改正後の技工手の指揮者であることは云ふ迄もない。

然し器材關係では特に物品擔當者との連絡を密にしなければならぬ又場合によつては技術掛をその指揮下に置く必要も生じて來るのであらう。

(ニ) 保安掛

從來の保安掛とその職名は同一であるが本程規では重要保安設備の保守作業並に施工作业に従事すと定め作業に従事せしめる事とした。併しその作業の責任者であり、特に命ぜられた線路工手とその職務の補助として作業をするのである。故に一口で言へば保安に關する工手長格の人であると考へて然る可き職務のものである。

而して一區域に二人以上の保安掛が配置される場合には分區長に於て主席者を定め區長に申出でをくべきである。

指揮者は線路分區長の場合と、保安分區長の場合との二通りである事は保安分區長の解説にて述

べた通りである。

(ホ) 線路工手長及線路工手

○線路工手長

改正による線路工手長の管理の對照物は保安掛の擔當する重要保安設備を除き線路分區長と同様であるが、職務の内容は線路分區長に於ては保守並に施工に従事し、線路工手長に於ては保守作業並に施工作業に従事することになつゐる、この意味は線路分區長は保守並に施工の計畫や段取りを定めて線路工手長以下を指揮監督する立場にあるのであつて、線路工手長以下は線路分區長の指揮監督を受けて、その計畫や段取りを實行に移すために作業をする機關であることを明らかにしたものである。

尙線路工手長は線路工手を指導することを明示してゐるが之は保守作業及施行作業全般に亘つて線路工手の師匠であると云ふことであつて線路工手長は卒先垂範の實を擧げる事を要求してゐるわけである。

○線路工手

従來の線路工手と保安工手とが併合されて線路工手となつたものである。故にその指揮者も線路工手長の場合と保安掛の場合とが生ずる。

線路工手長の指揮下にある線路工手は線路工手長の指揮を受けて線路工手長と同様の保守作業及

施工作业をなすこととし「特ニ命ゼラレタル場合ハ」保安掛の指揮を受けて重要保安設備の保守作業及施工作业の補助をなすこととしたのである、故に重要保安設備の集中しない箇所は線路分區長の指揮下には一般線路工手と保安掛の職務補助をなす線路工手が屬する事となるのは指揮系統圖に示す通りである。茲に補助の字句を用ひたのは重要保安設備の保守作業及施工作业の責任者は保安掛であると云ふ意味で第二種聯動裝置の責任者は線路工手長及線路工手であると云ふ事なのである。

即ち信號保安設備保守程規には次の如く明文されてゐる。

第九條 本程規ニ依ル保守ハ重要ナル保安設備ニ對シテハ保安掛、其他ニ對シテハ線路工手長及線路工手之ヲ施行スルモノトス

工 技 工 手

今回の改正により諸機掛及諸機手の職務を併せて技工手としたものである。従來の技工手は線路用具及保安設備の修繕即ち所謂鍛冶作業に従事する事となつてゐたが、近來では熔接技術の普及によつて軌條及同附屬品、轉轍器、轍又並に保安用品等の熔接修理をなす様になり、鍛冶場には工作機械を整備し鍛冶作業の外に機械修理をも多量に施行する様になつて來た。故に之等鍛冶場及熔接班がなす仕事は勿論最近では鋼建造物の修理作業即ち橋桁類の熔接修理及鉸接修理をも擔當する事となり、更に又従來諸機掛が擔當してゐた「モーターカー」、可動橋、通風機、給排水機其他諸機

設備の機械部分及諸機械の保守作業や之等の操縦に従事せしめる事としたのである。

但し「モーターカー」の運轉は單に技工手に限定せず現場の實情に依つては職名の如何に拘らず部長の承認を受けて之に當てしめ得ることは從來の通りである。

上述の如く技工手の作業内容は技術的に指導を要する部分が非常に多くなつたので從來の指揮者事務掛を變更して器材士に指揮せしめる事としたのである。

第三章ノ二 保安分區長

第三十八條ノ二 保安分區長ハ二日毎ニ一回以上其ノ擔當スル保安設備ノ状態ヲ巡視シ其ノ保守ノ業務ヲ督勵シ作業又ハ工事ノ課程、順序及方法ヲ指示スベシ

本條は保安分區長の爲すべき業務の根本を示したものである。

保安設備は直接列車の運轉に關係あるものであり殊に重要な保安設備を擔當するものであるから其の擔當區域の保安設備に對して少くとも二日毎に一回は其の状態を巡視せよと規程したのである。

其の目的は自己の擔當する保安設備に馴染を深くし、其の特性を熟知すると共に設備に不具合を生じて居らぬか、機能を完全に發揮し得る状態に保持されてゐるかを視察して保守作業を督勵し、作業又は工事の課程順序を定むるのに便ならしむる爲である。同時に保安掛をして施行せしめてゐる作業

が、自己の指示した順序及方法によつて豫定の如き行程と豫期の成績を以て進行してゐるかどうか視察する爲である。

擔當區域の巡視は毎日の方がよいのであるが實際問題として休暇日や室内用務等を考ふる時は規程通り二日に一回全設備の巡視をなすことも困難であらうから、擔當保安設備中主要な部分は尠くも二日毎に一回以上巡視する様解釋し、設備の要點、保守の重點を誤ることのない様にすべきである。

一般に作業の能率は、作業の時機を失はず、順序を誤らず又その方法の合理的なこと等によつて左右されるものであるが、就中保安設備は機械であるから此の影響著しく、一寸した手直して充分間に合ふものも、時機、順序及方法を誤つたが爲に更換の已むなきに至ると云ふ不經濟なことが多いものである。

故に課程、順序及方法を指示すべしと定められたのは順逆、緩急を誤らない様に指導せよと云ふ意味である。

尙直營及請負工事の現場に對しては、工事の進捗に伴つて設計變更の要否を調査するとか、使用材料の検査をなすとか、工事の段取りや順序を定めるとか或軌道工事と保安設備と相關聯して施行を要するときは、其の連絡等に就て特に注意して作業及工事の順序方法を指示する等部下職員の指揮監督や請負者の監督に當たらねばならぬ。

以上の如く保安分區長は自己の擔當する保安設備を理想的に維持するため巡視するのであるから、

巡視の際は不具合を發見するのに必要な或は便宜な器具を携行せねばならぬ。

第三十八條ノ三 保安分區長ハ工事又ハ作業上線路ノ閉塞、列車ノ徐行又ハ保安設備ノ一時使用停止ヲ必要トスルトキハ之ヲ區長ニ申出ツベシ

本條は保安分區長が工事又は作業上線路の閉塞、列車の徐行又は保安設備の一時使用停止の必要を認めたる場合の處置方を規定したものであつて第十三條に關聯する條文である。既に第十三條に於て區長は工事又は作業上線路の閉塞又は列車の徐行を要する場合には其の理由其の他必要事項を具して部長の認可を受けねばならぬと規定してある以上、保安分區長が其の必要を認めたる場合に區長に事由を具して申出づるべきは當然である。

「之ヲ區長ニ申出ツベシ」としたことは二様の意味があるのである。その一は保安設備を徹底的に保守して行くには遑巡踏踏することなく線路の閉塞、列車の徐行、保安設備の一時使用停止などの犠牲は忍んでも積極的にこれをなし根本的な作業をなすことを奨励する意味と、その二はその半面に於て工事又は作業のためにする線路閉塞、列車徐行、保安設備の一時使用停止は分區長限りで濫りに實施出来ないことを意味したのである。

實際に於ては之等の必要の生ずる場合は線路の故障に類する事故に關係なき限り工事や作業によつて突發することは殆どなく相當計畫した上で行ふものであるから區長に經伺する迫のないことはない

筈である。區長は此の申出によつてこそ始めて列車運轉に危険な工事又は作業が施行されるに至つたことを知り、之を現場に於て指揮監督せしむる保線區従事員を指名したり或は必要な注意や指示を與ふることも出来て立派な工事や作業が行はれることになるのである。

保安設備自體としては線路の閉塞及列車の徐行を必要とする機會は極めて尠ないが、軌道工事の爲線路の閉塞及列車の徐行を爲すが如き場合には必ず保安設備と關聯するのであるから相互間に密接なる連絡が必要である。

現規程では保安設備の一時使用停止を要する場合、區長は部長に經伺する様明文にて規定しないのであるが第十三條は今回の改正による本條に従つて、線路閉塞、列車徐行と同様に之に準じ一時使用停止の程度に依つては部長に經伺し承認を受くべきである。

保安設備は工事又は作業上一時使用を停止せねばならぬことが非常に多いが、斯る場合若し驛及列車乗務員側との連絡を缺くときは重大な運轉事故を起す虞があるので事の大小に拘らず所定の手續をとることに定められてゐる。手續としては「本線路、安全線其の他運轉上の保安施設物使用開始及廢止手續」の主旨を根本として各鐵道局で定められてゐるものがあつて、信號機其の他各裝置の機能を破斷し然も相當長時間に亘るものは局報又は部報に掲載する建前になつてゐるから、區長は其の事由其の他必要事項を具して部長の認可を受けねばならぬので分區長は區長に事由を具して申し出づべきは當然である、尙斯様な手續を取る迄もない場合に付いても各鐵道局では保安掛と驛側との連絡方法

を定めてゐるから部下職員が之を勵行し作業上連轉事故を惹起せしめない様に指導しなければならぬ。

現規程第三十一條に於ても線路分區長に保安設備の一時使用停止に對する處置方の明示はないが今回改正の本條に準ずるものと心掛けねばならぬ。

二〇

第三十八條ノ四 保安分區長ハ其ノ擔當スル保安設備ノ保守並ニ工事其ノ他ニ關

スル事項ニシテ重要又ハ異例ナルモノニ付テハ其ノ要領ヲ記録シ之ヲ區長ニ報告スベシ

本條は保安分區長の擔當する業務について重要又は異例なる事項は其の要領を記録し且之を區長に報告せねばならぬことを規定したものであつて區長の第十八條に關聯してゐる。即ち第十八條に於ては區長は保線區の業務中重要又は異例なる事項については記録を作製すべきことを規定されてゐる。従つて分區長、工事士、建築士より記録の材料を供給する必要があるので、本條に於て其の義務を保安分區長に要求してゐるのである。

重要又は異例事項は區長が之を記録して保線區の歴史として長く保存し更迭の際には引繼ぎ事項としてあるから分區長及各士等は之を見ればわかるのであるが、分區長及各士等に於ても常に之を座右に置いて何時でも見られる様に自らも自擔當區域内のものを記録して置く必要がある。從來兎角之等

の記録をおろそかにして、記録せぬ風習があるので今回の改正に當つて特に「記録シ」の字句を保安分區長と器材士の服務中に明示したのであるからこの主旨により線路分區長及各士に於ても重要又は異例なる事項に付いては其の要領を記録し之を區長に報告する様心掛けねばならぬ。

尙此の記録は時代の變遷環境の推移によつて昔日の事項必ずしも今日の事項でないものもあるから訂正整理して常に完備して置かねばならぬし又新に起つた事項は之を追加しておかねばならぬ。

特に保安設備は鐵鋼其の他の材質の影響製作方法の如何等によつて破損し易かつたり、磨耗が早かつたりすることが多いから之等の破損磨耗の状態を詳細に記録して置き製作或は設計上の改善資料となし或は施設状態の如何によつて又は施設場所によつて非常に調整の狂ひ易いもの如きも記録を作製しておき再び失敗を繰返さず更に工事又は作業の改善の手段となす様總て統計的に記録をつくり作業の良き資料とすることを強調したのである、而して其の記録は區長に提出すると共に自己に於ても保有し、歴史及經過が直に判る様にしておかねばならぬ。

この主旨により各鐵道局に於ては、便宜様式の帳簿を定め、各分區長、各士に備付け重要又は異例なる事項の記録整備方を強調し以て業務の完遂を期す様希望するものである。

第三十八條ノ五 保安分區長ハ省外建設物其ノ他ノ爲其ノ擔當スル保安設備ガ障

害ヲ受クル虞アリト認メタルトキハ其ノ輕微ナルモノニ付テハ直ニ其ノ所有者

又ハ管理者ニ對シ障害ノ豫防又ハ排除ノ請求等適當ノ處置ヲ爲シ其ノ旨區長ニ報告シ其ノ重大ナルモノニ付テハ之ヲ區長ニ申出ツベシ

本條は省外建設物其の他の保安分區長の擔當する諸施設が障害を受くる虞のある場合に保安分區長の執るべき處置の規定である、本條の精神は區長に對する第十九條と全然同一であつて、保安分區長はその擔當區域の巡視に當つては時々眼を廣く線路外に注ぎ炯眼よく沿線の情勢を看破する心掛けが必要である。二日に一回以上徒歩巡回を要求してゐるのも一面かかる點を考慮してのことであることはいふ迄もない。

茲に輕微なるものとあり、何の範圍、何の程度までを云ふのであるか明かな限界を示し難いのであるが、保安分區長の判斷に余るものは遠慮なく區長に申出で區長の指揮によつて處置するのが最も穩當である、但し其の障害が突發的に起つた様な場合で列車の運轉や、國有鐵道の財産に危害の及ぶ様なものは獨斷應急の處置をして事後區長に急報してその指揮を受けることも已むを得ないことである。

特に保安設備として注意すべきことは、民家が新築或は増築されて信號現示の見透しを阻害するか或は樹木が繁茂して信號腕木の前面を蔽ふとか或は又信號機に接近して赤や綠等の強力な電灯が點ぜられ、信號現示を誤認する虞のある様な場合の處置である。斯る場合保安分區長は其の所有者又は管理者に對し樹木の枝拂、伐採又は建設物の位置變更等を交渉して障害の豫防又は排除の處置を講じ、其の旨區長に報告し、重大なるものについては之を區長に申出で區長の指示を仰ぎ處置すべきである。

第三十八條ノ六 保安分區長ハ風雨雪天災事變ニ際シ其ノ擔當スル保安設備ニ危険アリト認メタルトキハ部下職員ヲ指揮シ臨機適當ノ處置ヲ爲シ其ノ經過及狀況ヲ區長ニ急報スベシ

本條は第二十條に於て區長に要求する所と全然同一の精神に基く條文である。即ち風雨雪等の天災によつて保安分區長の擔當する諸施設が危険であると認められた時は上長の命令がなくとも自發的に出動し保安掛以下を指揮して、その防護に當らねばならない事を要求したものである。本條には明示してないが事變と云ふことには特に時局下防空警報發令又は謀略等を含むものである。

保安分區長の擔當する諸施設は直接列車運轉に關係するものが大部分であるから、本條は極めて重要な規定であつて保安分區長以下の執務精神に軍隊精神にも等しい嚴肅な誠實味を要する所以も亦實に斯る際に存するのであつて、保安分區長が完全に部下を統率して臨機適當の處置をとり聊も過誤なからしめんが爲である。

然らば保安分區長の執るべき臨機處置とは何であるかと云ふに、日常より豫定して部下に周知體得せしめてゐる警戒員の配置による警戒に従事せしむることや又進んで行ふべき假手當式の防護等を指すものである。

然し孰れにしても保安分區長はその執つた處置及その經過に付いては區長に急報すべき事が本條の末尾に規定されてあるから保安分區長の執り得べき臨機適當の處置は區長の指揮を待つ迄の間又は區

長の指揮の中間に於ける事件の變化に對する處置となるわけである。

要するに保安分區長はその許された自由裁量の範圍に於て列車運轉の確保と鐵道財産保護の爲萬全と信する斷然たる處置をとるべきである。

第三十八條ノ七

保安分區長ハ事故ニ因リ保安設備ニ支障ヲ來シ運轉不能トナリタルトキハ其ノ狀況及原因竝ニ復舊ノ豫定日時ヲ關係驛長及上長ニ急報シ直ニ開通ノ處置ヲ爲スベシ

本條は事故に因り保安設備を支障し運轉不能となつた場合の保安分區長の執るべき處置を示した規定である。

ここに上長に報告すべしとしてあるのは事故の性質種類によつては其の報告先を劃一すべきでなく或る場合は局長迄も頻々として刻々の事情を最も迅速な方法で報告すべく必要のあることもあり或事故に依つては單に區長のみ報告する場合も生ずるからである。故に鐵道局、管理部又は保線部では之を具體的に明示する必要があるならば其局限りに於て報告内規を作るも何等差支へないことである。直に開通の處置をなすべしとは單に保安分區長の手配により開通し得る場合もあれば、區長の手配により開通し得る場合或は特に管理部又は局に於て手配せざれば開通し得られない場合も生ずるが、保安分區長にありては其の立場に於て處置し得ざる資材、勞力等の手配を要する場合もある、斯様な

時は躊躇することなくこれを區長に報告する等の手配をなす可きである、要するに保安分區長は一時も速に開通する様萬全なる手配を盡すとともに區長其他と適切なる連絡をとるべきことを示したのである。

然し乍ら保安設備に支障があつても應急處置を講ずれば列車運轉には差支へない場合も多いから軌道を擔當する線路分區長と充分連絡することが必要である。

第三十八條ノ八 保安分區長ハ前條ノ場合ニ於テ復舊シタルトキハ之ヲ區長ニ急報スベシ

本條は事故に因つて保安設備を支障し運轉不能となつた場合之が復舊した時の保安分區長のなすべき要務を規定したものであつて運轉可能となつたと認めたらば其の旨區長に急報しなければならぬ。

こゝに線路分區長にありては上長に急報することと規定し今回改正の保安分區長にありては區長に急報する様規定したのであるが、線路開通する線路状態が列車を運轉しても差支ない程度となつたことを意味するのであつて、線路開通の通告の如き重大事項は保線の立場より之を運轉側になすには區長をその責任者とする意味を明らかにしたものであつて、線路分區長にありても規程の上長を本改正の主旨の如く區長と明示したものであると解すべきである、この分區長の急報によつて區長は復舊開

通を確認したならば關係驛長及部長に急報することになるのである。

第三十八條ノ九 保安分區長ハ降雪ノ爲保安設備ニ支障ヲ來ス虞アリト認メタル
トキハ直ニ除雪ノ手配ヲ爲シ之ヲ區長ニ報告スベシ

本條は降雪のため保安設備が支障され列車運轉其他に影響を及ぼす虞ある場合に保安分區長の爲すべき要務を規定した條文である。

ここに手配を爲しとしてあるのは除雪の實行をも含みおるものであつて、保安分區長は自己に委任された範圍の權限に於て最善の努力をなし除雪の實行に當るべきである。

保安設備は僅かの積雪にも支障し動作の圓滑を欠くことがあるから特に除雪に對しては敏感な注意が必要である、又降雪地方に於て設けられる防護の板圍の如きものも積雪量が多くなると歪の爲鐵管や鐵索に支障するから積雪量に對しては常に注意せねばならぬ。

次に降雪の際には線路分區長と充分なる連絡をとり軌道の降雪が保安設備に支障したり、信號機や標識を見透を阻害することのない様にしなければならぬ。

第五章ノ二 器材士

第四十七條ノ二 器材士ハ其ノ擔當スル線路用器材及鋼建造物ノ修理並ニ諸機設備ノ機械部分及諸機械ノ保守其ノ他ノ狀態ヲ視察シ其ノ業務ヲ督勵シ作業ノ課程順序及方法ヲ指示スベシ

本條は器材士の爲すべき要務の根本を示したものである。

線路用器材とは軌條及同附屬品、分岐器、枕木等の軌道用材、「クランク、パイプ」等の保安用材及「ピータ、シヨベル」等の線路用器具の總稱である。

鋼建造物とは鋼製橋桁類や鋼製貯水槽の如きものを指すものであり、諸機設備とは可動橋、通風機給排水機等を云ひ、諸機械とは鍛冶場、熔接班、軌道用材處理場等に設備された機械類及可搬發電機「タイクレーパー」等の動力付軌道用具、「モーターカー」軌動自動自轉車等を云ふのである。

本條前段に於ては之等擔當のもの構造、現狀、性能性癖等を充分會得し、その修理及保守の狀態が自己の指示通りに施行されてゐるかどうか視察して適切なる指導監督をなすべきことを要求して居るのである。

修理には熔接修理、機械修理、鍛冶修理等があり、熔接及機械修理は熔接班や處理場に於て爲すものと現場に於て爲すものがあるが、後者の場合にはその作業の段取り其他に關係分區長及各士と充分なる打合せをなし、線路閉塞や列車徐行等を伴ふ場合にはその旨區長に具申しなければならぬ。尙諸機設備の機關部分の保守作業に當つても線路閉塞を伴ふ場合は同様である。

次に「作業ノ課程、順序及方法ヲ指示スベシ」とは部下技工手に対する作業計畫を指示し、修理の順序方法を指導することである。

先づ作業計畫に當つては部下技工手の能力、修理すべき數量、修理對照物の状態現場施設の現状材料の入手見込等を考慮して適正なる作業計畫を樹立しなければならぬ、器材及鋼建造物の修理に關しては特に本作業の時局的意義の重要性と修理品の列車運轉に直接關係あることを充分理解せしめ誠實正確なる修理をなさしめる様指導監督しなければならぬ。又各種線路用器材修理施工標準等に従つて適切經濟的な作業の順序方法を示し、安全なる作業をなさしめ特に仕上品の検査を綿密になさねばならぬことは勿論常に研究的態度を以て修理技術の進歩向上に努めねばならぬ。

第四十七條ノ三 器材士ハ其ノ擔當スル線路用器材及鋼建造物ノ修理並ニ諸機設

備ノ機械部分及諸機械ノ保守ニ關スル事項ニシテ重要又ハ異例ナルモノニ付テハ其ノ要領ヲ記録シ且ツ之ヲ區長ニ報告スベシ

本條は器材士の擔當する業務について重要又は異例なる事項は之を記録し區長に報告せねばならぬことを規定したもので、この主旨は保安分區長の第三十八條ノ四に於て述べたのと同様であるがこの記録は後繼者に引繼ぎ業務改善進歩の資料となすべきことはいふ迄もないことである。

第五章ノ三 保安掛

第四十七條ノ四 保安掛ハ其ノ擔當スル保安設備ノ状態ヲ熟知シ缺點ナキ様之ヲ

修理シ若シ容易ニ修理スルコト能ハザルトキハ之ヲ上長ニ申出ヅベシ

本條は保安掛のなすべき根本業務の一半を規定した條文であつてその骨子とするところは保安掛は自己の擔當する保安設備の状態を熟知すること、欠點のない様修理すること、若し容易に修理が出来ないならば上長に申出ることの三つに分けられる、先づ第一の事項に就て説明すれば自己の擔當する區域には何處に如何なる種類の信號機があつて、其の信號機の番號は何號であるか、又何番線に屬するもので何號の轉轍器と聯動關係を有するか、或は何號轉轍器はどこにあつて單獨であるか、二動又は三動であるか、又何れの線路に開通するのが定位か、何號の分岐器は轍又が可動式であるとか、何號轉轍器には「エスケープクランク」が設けられてゐるとか轉轍鎖錠器があるとか、何號轉轍器には轍查桿がどんな風に設けられてゐるとか、何號轉轍器にはどんな種類の第二種聯動機が設けられて居り之には信號機の何れと何れが關聯してゐるとか或は何號の鐵管は、何號の鐵索はどこを通りどこで曲つてどう行つてゐるとか、之等の基礎は何を使用してゐるかと云ふ様なことを良く知つて置くと同時に何れと何れは舊型であるとか、磨耗がひどく調整に狂を生じ易いとか、僅かの龜裂があるとか、

信號機であればどの腕木は季節的に認識し難くなるとか、何時頃鐵索の整正が狂ひ易いとか云ふ様な性質をも充分呑み込んで置く必要がある。斯様にしてこそ始めて保守の手順もうまく出来、修理調整の緩急も誤ることなく、又事故の場合でも直に解決が出来るし上長から質問されたり指示を受けても直ぐ應答が出来又判断し易いのである。第二には列車運轉に些も不安のない様に萬全の努力を拂つて修理すべきであると云ふことを要求してゐるのであつて修理の要領は信號保安設備保守規程の保守要領に従ふべきは云ふまでもない。最後は斯くの如くしても日常の保守ではどうしても修理し得ない様なものは保安分區長に申出て適當な方法を指示して貰ふなり、修理の方法を考へて貰ふ様にし、決して放置する様なことがあつてはならぬことを要求して居るのである。自分で余り良く判らないのじやうにかなるといふ氣持でやるのは大變な間違ひで分區長に相談して指導を受けてこそ完全に保守することが出来るのであるから是非共之を勵行しなければならぬ。

第四十七條ノ五 保安掛ハ其ノ擔當スル保安設備ノ状態ヲ巡視シ且作業ヲ豫定スベシ

本條は保安掛のなすべき根本要務中前條以外の他の一半を規定したものであつて、その骨子とするところは保安設備の状態をよく検査して其の結果によつて修理作業を豫定せよ、即ち無計畫で作業としてはならぬと云ふことを規定したのである。

本條では巡視の回数を明示しては無いが、之は信號保安設備保守規程に定められてゐるところに従つてなすべきであるので省略した。

保安設備は機器を連結した機械装置であるから單に外から見ただけでは修理すべき點或は修理すべき程度を知ることが出来ないので巡視と同時に検査を施行し其の結果不良を發見したならば保守要項に基いて之を修理するのである。

検査には巡回、局部及一般検査の種類があり、物に依り或は使用箇所によつて夫々の周期が定められて居るから自己の擔當する設備に對して最も順序よく能率的に施行し得る様検査豫定表を作成し、其の検査豫定によつて各種検査を施行し其の結果不良を發見したならば簡易なるものは直ちに修理し其の他のものは再び修理の豫定を作成し作業に當るのである。

此の検査豫定表は勿論のこと、検査の結果及之に基き作成する修理豫定も分區長に報告し其の意見があつた場合は之に従はねばならぬのは當然である。茲にいふ修理は廣義の意味で調整修理及更換等を含むものである。

第四十七條ノ六 保安掛ハ工事又ハ作業ニ際シテハ驛長ニ之ヲ通知スベシ

本條は保安設備の工事又は保守作業に當つては驛長に無斷で行つては宜しくないと云ふ事を規定した條文である。

工事の場合は勿論のこと検査又は修理の場合でも、例へば「クランク」の修理をするとか「ロッド」の「オフセット」直しをなすとかの爲に鐵管の接續を切る様な場合には驛側によく話をしておかぬと知らずに挺子を扱つて怪我をすることもあらうし轉轍器が轉換されたと思つて、とんだ事故を起すことにもなるのである。或は又第二種聯動機の調整を行ふ爲に信號桿を取外すときもよく通知しておかぬと扱者が挺子を扱つて信號機が降下すれば關係轉轍器も正當方向に開通してゐると思はれる事になる。處が其の場合若し轉轍器が異方向になつてゐれば列車は脱線するか異線に進入するのである。斯くの如く驛長に無斷で行へば危険を伴ふから、保安設備の修理を行ふ際は必ず驛長に通知すべきである。而して修理が完了したならば必ず挺子の引試しを行つて驛長に完全な状態で引繼いでおく必要がある。

本條では保安設備の工事又は作業を行ふ際は何でも皆驛長に通知する様に解されるけれども鐵管や鐵索の導車の如く轉轍器や信號機の機能に支障しない場合には通知する必要はないのである。勿論割「ペン」の更換、注意「ペイント」塗替の如き場合も通知の必要がない。

要するに保安設備の機能に影響を及ぼす様な工事又は作業を行ふときは必ず通知すると考へればよのであつて第三十八條 三に於て解説した様に鐵道局毎に定められてゐる一時使用停止の手續を勵行し絶対に間違のない様にすべきである。

又驛長に通知すべしとなつてゐるが必ずしも驛長其の人に限らず相當代理者ならば差支へないのである。

ある。

第四十七條ノ七

保安掛ハ風雨雪天災事變ニ際シ其ノ擔當スル保安設備ニ危険ノ虞アリト認メタルトキハ一時列車ノ停止又ハ徐行等臨機ノ處置ヲ爲シ之ヲ關係驛長及上長ニ急報スベシ

本條は風雨雪天災事變等の場合に於ける保安掛の爲すべき要務と警戒中に於ける列車防護とその處置について規定したのである、ここに事變と言ふのは保安分區長の第三十六條ノ六に於て解説した如く防空警報發令又は謀略等を含むものである。

風雨雪等の天災或は空襲、謀略等の事變によつて其の擔當する保安設備が危険であると思つたならば保安掛は上長の命がなくとも自發的に警戒の發動をなし、豫め區長の定めた警戒配置につき區長或は保安分區長の指示事項に従つて列車運轉の安全を確保しなければならぬ。

ここに警戒については上長の命を待たず自發的に警戒に従事すると言ふことは唯警戒に従事したのみでは充分でないことは勿論であつて、只今より警戒に従事すると言ふことを分區長又は場合によつては區長に報告すると共に警戒中の状況はたへず上長に報告を怠つてはならないのである。即ち風速とか風向又は降雨、降雪状態及擔當施設等の状況は變化の都度時を移さず急報し、適切な指令を仰がねばならぬ。勿論之等は豫め區長或は分區長より具體的に指示せられるものであるが上長に對して状況

判断の資料を提供すべきである。

次に警戒中に列車運轉に危険の虞又は支障があると認めたらば保安掛は躊躇することなく断然列車を停止するとか除行せしめて列車運轉の安全を確保し其の旨關係驛長及上長に急報せねばならぬ。危険の虞とは警戒員の判断にて現狀に於ては列車運轉に支障はないが列車が来る迄に或は列車通過の振動或は荷重によつて支障を及ぼすかも知れぬ、兎も角不安心だと思はれる場合を言ふのである。

本條文では前段に於ては警戒に従事すること後段に於ては警戒中の列車防護手配等を示して居るが警戒中に於て警戒員の一寸した手當によつて災害の豫防や軽減を爲し得る様なことは臨機處置としてなすべきは當然のことである。

第四十七條ノ八 保安掛ハ事故ニ因リ保安設備ニ支障ヲ來シ運轉不能トナリタル

トキハ關係驛長及上長ニ急報シ直ニ復舊ノ手配ヲナスベシ

本條は事故に因り保安設備に支障を來し運轉不能となつた場合の保安掛の執るべき處置を示した規定である。

本條は保安分區長の第三十八條ノ七に關聯するものであつて事故に因つて保安設備に支障を來し運轉不能となつたならばその事實を關係驛長や上長に急報すると共に復舊の手配をなさなければならぬ



いのである。本條に於いては列車防護の手配については明示してないけれども、場合によつては列車防護の手配を必要とするところがあるのであるが、何れにしてもその事實は速に關係驛長や上長に急報して列車運轉の安全確保に努めねばならないのである。この保安掛よりの急報に基き分區長はその判断によつて其の狀況及原因竝に復舊豫定時日等を更に關係驛長や上長に急報することになるのである。ここに復舊の手配とは復舊に要する器材の取集め等上長の指揮をまつまでもなくやらねばならぬ手配である。而して上長に通告すれば上長は必ずや直ちに復舊作業にかゝれとか或は原因調査の必要があるから現場に手をつけずこれこれの段取だけをなせとか指令を下すであらうから之に従つて復舊の手配を講ぜよといふのである。

第四十七條ノ九 保安掛ハ降雪ノタメ保安設備ニ支障ヲ來ス處アリト認メタルト

キハ速ニ除雪ニ從事シ且其ノ狀況ヲ上長ニ急報スベシ

本條は除雪の勵行を規定した條文であつて條三十八條ノ九の解説によつて明瞭であるが除雪作業に當つては除雪の順序方法等に付線路工手長とよく連絡し協力之を施行し手戻りのない様にしなければならぬ。

これ等の除雪は勿論保安設備に支障を生ずる處があると認められた場合になすのであつて、其の狀況は直ちに保安分區長其の上長に急報し自己及部下の手のみでは不足するならば人夫の供給を受ける

手配も講ぜねばならぬ。

第六章 線路工手長、線路工手

第五十九條 特ニ命ゼラレタル線路工手ハ保安掛ノ職務ノ補助ヲ爲スベシ

本條は保安關係の職制改正に伴つて新設された條文で線路工手中特に命ぜられたものの服務を示した條文である。保安掛の職務補助を命ぜられた線路工手は保安掛の指揮に従ひ保安掛の補助として重要な保安設備の保守並に施工作業に従事するのであつて、良く保安掛の指導を受け技術の熟達に努めねばならぬ。作業上の服務に付いては總て保安掛の服務に従ふのであるが上述の如く單獨で作業に従事することはなく必ず保安掛の指揮により保安掛の手傳として作業に當るものである。尙特命は保線區長の申出によつて管理部長、保線部長に於てなすべきものと考へてゐる。

第十章 技工手

第六十七條 技工手ハ線路用器材、鋼建造物、諸機設備ノ機械部分及諸機械ノ状態ヲ熟知シ誠實正確安全ヲ旨トシ缺點ナキ様之ヲ修理シ若シ容易ニ修理スルコト

ト能ハザルトキハ之ヲ上長ニ申出ズベシ

本條は技工手のなすべき根本業務の大半を規定した條文である。

その骨子とするところは線路用器材、鋼建造物、諸機設備の機械部分及諸機械の状態を熟知すること、誠實、正確、安全に欠點のない様修理をなすこと、次に若し容易に修理する事の出来ない場合は上長即ち器材士に申出でよと言ふ三つに分解することが出来るのである。

線路用器材、鋼建造物、諸機設備の機械部分及諸機械とは器材士のところに於て説明した通りである。

凡そ自己の擔當する業務を完全に遂行するためには其の業務の對照物が如何なる状態にあるべきかを十分に理解しなければその修理も完全を期することは出来ない。例へば軌條は如何なる状態に敷設され、如何なる弱點を有するか、分岐器はどの部分が磨耗し易いか、「ピータ、シヨベル」には如何なる使用方法があるか、橋桁の各部材は如何なる力を受けるか、各種橋桁の構造及鉸徑は如何であるか、諸機設備の機械部分、諸機械は如何に使用され、如何なる缺點を有して居るか等、即ちその特性使用状態や使用頻度等を熟知しなければならぬ。

次に誠實、正確安全とは一般保線區従業員の本精神であるが、技工手の作業は器材の修理にしても橋桁の修理にしても機械の修理にしてもその修理如何が直接列車運轉或は保線作業に及ぼす影響が大きい、殊に熔接修理による製品は外面的の検査によつては判定し難いものであつて偏に作業品の誠

實正確な修理方法に俟つべきものであり又熔接作業はその作業の性質上極めて危険であるから以上の主旨に基いて本條では特に誠實、正確、安全を要求したのである。

欠点なき様とは之亦如何なる修理作業にも必要なことであり、前述の熟知せる状態に従つて適正を期すべきである、が特に軌道用材、橋桁、保安用材の修理如何が直接列車運轉に影響を及ぼすことを念頭におき特に修理を完全にし毫も瑕瑾があつてはならないと言ふ意味である。

次に「上長ニ申出ツベシ」とは自己の能力判断に余るものは器材士なり區長に申出てその指示を受けよと言ふ事であるが諸機械或は諸機設備の機械部分はその性質上自己の判断で加修して却つて不具合となる場合があるから躊躇することなく早期にその不具合を申出て適切な處置を受けねばならぬものである。

尙器材修理、橋桁修理に當つては器材士の作業計畫に基き常に修理技術の向上に努力し演練工夫によつてその改善進歩を計らねばならない。又現場修理に當つてはよく作業の實體を知つて現場責任者と連絡協調をすることが必要である。

第六十七條ノ二 技工手ハ諸機設備及諸機械ヲ操縦スル場合ハ其ノ取扱ノ適正ヲ

期スベシ

本條は前條以外の技工手の要務を規定した條文である。

前條は技工手の修理作業に關する條文であり、本條は可動橋、通風機、給排水機や鍛冶場、熔接班、處理場等に設備された工作機械、可搬發電機「タイタンパー」等の動力機械「モーターカー」等の操縦運轉をなす場合に於ては其の取扱に注意し特に適正を期さねばならぬことを示したものである。

以上列擧した様な機械類はその取扱によつては非常に故障を生じ易く一旦故障を生じた際は容易に修繕し得ない場合もあり、又機械の壽命等にも甚大な影響があるのである、一方取扱の適否によつてはその原動力となる電力とか油類の消費も異なるから機械の操縦運轉には懇切丁寧を旨として機械類の破損を少くし動力の消費も極力最少に止める様にしなければならぬ、これらの理由の爲に直接操縦運轉する際のみならず日常に於ける注油又は掃除等の手入れを充分なさねばならないのである。即ちこれ等機械類は日常より完全に整備して置き何時如何なる時でも充分活用し得る様に心掛けており、又使用する際には丁寧な取扱をしなければならぬのである。

449
139

號八〇一〇五二第り認承會版出

昭和十九年十月五日 印刷
昭和十九年十月三十一日 初版發行

改正保線區從事員職制及
服務規程解說
(一、〇〇〇部)

定價 金四十錢
特別行爲費 三錢
相當額 四十三錢
合計金額

編輯者 運輸通信省公署
發行所 運輸通信省鐵道總局施設局保修課
東京都府中區丸の内二丁目運輸通信省內
東京都府中區丸の内二丁目七番地
印刷者 今井彦太郎
東京都府中區丸の内二丁目七番地

發行所 東京都府中區丸の内二丁目
運輸通信省內
法人
陸運協力會

出版委員會 第三三五〇五
東京府中區丸の内二丁目
電話 五八七二番

(號七八京東)社會式株刷印井今京東

終

